



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

令和4年6月6日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	1
承第5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	4
承第6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について）	6
承第7号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）	7
議第37号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	8
議第38号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9
議第39号	美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	10

[承第4号]

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

【議案書：50頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）
条例改正に影響する施行日	令和4年4月1日、令和5年1年1日、令和6年1月1日、令和6年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法第313条、第314条の7、第314条の9、第317条の2、第317条の3、第317条の3の2、第317条の3の3、第321条の8、第382条の2、第382条の3、第382条の4、附則第5条の4の2、附則第15条、附則第15条の9、附則第15条の9の2、附則第18条、附則第33条の2、附則第34条の2、附則第61条、令和3年改正法附則第10条、令和4年改正法附則第27条、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条、租税条約等の実施に伴う所得税等、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容 ※施行日の記載がない場合は、令和4年4月1日施行（納税証明書）

○ 納税証明書等の交付等に関し、DV被害者等に対する支援措置の創設（第11条の4、第54条の2及び第54条の3関係）

趣旨：DV被害者等に対する支援措置の申出がなされた場合等において、証明書等の交付等の際し、住所に代わる事項の記載をしたものを交付します。

施行日：令和6年4月1日

(個人住民税)

○ 寄附金税額控除の対象法人とする経過措置の終了に伴う対象法人の削除 (第26条の8関係)

旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に基づく特例民法法人について、公益社団法人等に移行するまでの間、寄附金税額控除の対象法人とする経過措置の終了に伴い、対象法人から削ります。

○ 扶養親族申告書の整備 (第28条の3の2及び第28条の3の3関係)

- ・ 給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加します。(第28条の3の2)
- ・ 公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び扶養親族(退職手当等を有する者に限る。)を有する者に対し、提出義務を課します。また、記載事項に配偶者の氏名を追加します。(第28条の3の3)

施行日：令和5年1月1日

○ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式 (附則第15条の2関係)

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講じます。

施行日：令和6年1月1日

(固定資産税)

○ 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の特例割合(附則第6条の2関係)

- ・ 下水道除害施設に係る課税標準の特例割合を5分の4(現行：4分の3)とします。(附則第6条の2第2項)
- ・ 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を4分の3とします。(附則第6条の2第18項)

○ 土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例措置の創設(附則第8条関係)

- ・ 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇額を、評価額の2.5%(現行：5%)とします。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第1条中美濃加茂市税条例第28条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の3の見出し及び同条第1項の改正並びに同条例附則第3条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正並びに同条例附則第27条を削る改正並びに第2条（次号に掲げる改正を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中美濃加茂市税条例第26条第4項及び第6項、第26条の10第1項及び第2項、第28条の2第1項ただし書及び第2項並びに第28条の3第2項及び第3項の改正並びに同条例附則第15条の2第2項、第21条の2第4項並びに第21条の3第4項及び第6項の改正並びに第2条（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（令和3年美濃加茂市条例第18号）附則第2条第4項の改正に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中美濃加茂市税条例第11条の4第1項の改正、同条例第54条の2の規定及び同条例第54条の3の規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

○ **経過措置**

納税証明書、市民税及び固定資産税について、それぞれ経過措置を定めます。

◎ **専決日**

令和4年3月31日

〔承第5号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：71頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）
条例改正に影響する施行日	令和4年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法附則第15条、法附則第15条の11及び法附則第25条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

○ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合（附則第5項関係）

- ・ 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を4分の3とします。

○ 土地の負担調整措置の特例措置の創設（附則第8項関係）

- ・ 景気回復に万全を期すため、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

◎ 専決日

令和4年3月31日

[承第6号]

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：76頁】

◎ **改正の概要**

令和4年3月14日付け厚生労働省老健局介護保険計画課からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」により、減免期間を改正するものです。

今回の国の規定した減免基準により減免した保険料につきましては、保険料減免総額が第一号保険料の賦課総額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額が国から財政支援されます。

◎ **改正の主な内容**

- **新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の期間の改正（附則第8条関係）**

改正前

令和2年2月1日から令和4年3月31日までに納期限がある介護保険の第1号保険料

改正後

令和2年2月1日から令和5年3月31日までに納期限がある介護保険の第1号保険料

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◎ **専決日**

令和4年3月31日

[承第7号]

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：78頁】

◎ **改正の概要**

令和4年3月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」により、減免期間を改正するものです。

国内の感染拡大防止のための休業要請や仕事の減少により収入が減少した被保険者への保険料の減免を国の規定した減免基準により令和4年度も減免を行うものです。

今回の国の規定した減免基準により減免した保険料につきましては、保険料減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額が国から財政支援されます。

◎ **改正の主な内容**

- **新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の期間の改正（附則第8項関係）**

改正前

令和2年2月1日から令和4年3月31日までに納期限がある国民健康保険料

改正後

令和2年2月1日から令和5年3月31日までに納期限がある国民健康保険料

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◎ **専決日**

令和4年3月31日

〔議第 37 号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：80頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）
条例改正に影響する施行日	公布の日
改正された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
条例改正に影響する条	第5条、第38条、第42条及び第62条

◎ 改正の主な内容

○ 電磁的記録等（第54条関係）

特定教育・保育施設等が記録、作成する書面等や、特定教育・保育施設等と教育・保育給付認定保護者との間の手続きに係るもので、書面等によることが規定されているものについて、包括的に電磁的記録・電磁的方法による対応を可能とする規定を追加するものです。

○ その他（第6条、第39条及び第43条関係）

第54条の新設に伴い、字句の修正を行うものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和4年7月1日から施行します。

〔議第 38 号〕

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：87頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）
条例改正に影響する施行日	令和3年7月1日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
条例改正に影響する条	第49条

◎ 改正の主な内容

○ 電磁的記録（第50条関係）

家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等のうち、書面等で行うこととしているものについて、書面等に代えて、電磁的記録により行うことができることとします。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和4年7月1日から施行します。

[議第39号]

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例

【議案書：89頁】

◎ 改正の概要

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に係る限度額は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の規定を参考に本条例で定めています。

今回、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日に公布され、一部の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。これに伴い、自動車（レンタカー及び燃料費）の使用及びポスターの公営に要する経費に係る限度額について引き上げる改正を行います。

◎ 改正の主な内容

○ ポスターの公営に要する経費に係る限度額の引上げ（第2条関係）

限度額の算出式は次のとおりとなります。

改正前

$$1 \text{ 枚当たり限度額} = \frac{510.48 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 301,875 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

改正後

$$1 \text{ 枚当たり限度額} = \frac{541.31 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

○ 自動車（レンタカー及び燃料費）公営に要する経費に係る限度額の引上げ（第4条関係）

限度額（1日あたり）	レンタカー	燃料費
改正前	15,300円	7,350円
改正後	16,100円	7,700円

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。